

議案第七十二号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十一年十一月三十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項本文中「百分の二十五」を「百分の十五」に改め、同項ただし書中「百分の二十五」を「百分の十」に改め、同条第三項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」を「百分の十五」とあるのは「百分の五」に改め、「百分の八十」と「百分の十」を「百分の十五」とあるのは「百分の五」と「百分の八十」との下に、「同項ただし書中「百分の十」とあるのは「百分の五」と」を加える。

第三十二条第二項中「百分の七十五」を「六月に支給する場合には百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の七十を乗じて得た額」に、「六月に支給する場合には百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の七十を乗じて得た額」を「六月に支給する場合には百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の七十」に改める。

附則第二項中「百分の十六」を「百分の十七」に改める。  
別表第一を次のように改める。

## 別表第一（第7条関係）

## 学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	146,000	178,100	246,600	271,400	337,600
	2	147,500	180,200	249,000	273,800	340,100
	3	149,000	182,400	251,400	276,200	342,600
	4	150,500	184,600	253,800	278,600	345,100
	5	152,000	186,800	256,100	281,100	347,600
	6	153,700	189,000	258,500	283,600	350,100
	7	155,400	191,200	260,900	286,000	352,500
	8	157,200	193,400	263,300	288,400	354,900
	9	159,000	195,600	265,600	290,800	357,300
	10	160,800	197,800	268,000	293,300	359,700
	11	162,700	200,000	270,400	295,800	362,100
	12	164,700	202,300	272,800	298,300	364,500
	13	166,700	204,600	275,200	300,700	366,800
	14	168,800	207,000	277,600	303,200	369,200
	15	171,000	209,300	280,000	305,700	371,500
	16	173,200	211,600	282,500	308,200	373,800
	17	175,500	213,900	284,900	310,700	376,100
	18	177,900	216,300	287,400	313,100	378,400
	19	180,400	218,600	289,900	315,600	380,700
	20	182,900	220,900	292,400	318,100	382,900
	21	185,300	223,200	294,800	320,500	385,000
	22	186,700	225,500	297,200	323,000	387,200
	23	188,100	227,800	299,600	325,500	389,300
	24	189,600	230,100	302,000	327,900	391,400
	25	191,100	232,500	304,400	330,300	393,500
	26	192,500	234,800	306,800	332,800	395,600
	27	194,000	237,100	309,200	335,200	397,700
	28	195,500	239,400	311,500	337,600	399,800
	29	197,000	241,700	313,800	339,900	401,900
	30	198,400	244,000	316,100	342,300	404,000
	31	199,900	246,300	318,400	344,700	406,000
	32	201,400	248,600	320,700	347,100	408,000
	33	202,900	250,900	323,000	349,500	410,000
	34	204,400	253,200	325,300	351,900	412,000
	35	205,900	255,500	327,600	354,200	414,000
	36	207,400	257,800	329,800	356,500	416,000
	37	208,900	260,100	332,000	358,800	418,000
	38	210,400	262,400	334,300	361,100	420,000
	39	212,000	264,700	336,600	363,400	422,000
	40	213,700	267,000	338,800	365,700	424,000
	41	215,500	269,300	341,000	367,900	426,000
	42	217,400	271,600	343,300	370,100	428,000
	43	219,300	273,900	345,600	372,300	430,000
44	221,200	276,200	347,800	374,400	431,900	

45	223,000	278,500	350,000	376,500	433,800
46	224,700	280,800	352,100	378,500	435,700
47	226,400	283,100	354,200	380,600	437,600
48	228,100	285,400	356,300	382,700	439,400
49	229,800	287,700	358,400	384,800	441,200
50	231,500	289,900	360,500	386,800	443,000
51	233,200	292,200	362,600	388,800	444,800
52	234,900	294,500	364,600	390,800	446,500
53	236,600	296,700	366,600	392,800	448,200
54	238,300	298,900	368,600	394,800	449,900
55	240,000	301,100	370,600	396,700	451,600
56	241,700	303,300	372,600	398,600	453,200
57	243,300	305,500	374,600	400,500	454,800
58	244,900	307,700	376,500	402,400	456,400
59	246,500	309,900	378,300	404,200	457,900
60	248,100	312,100	380,100	406,000	459,400
61	249,700	314,200	381,900	407,700	460,800
62	251,300	316,300	383,600	409,400	462,100
63	252,900	318,400	385,300	411,100	463,400
64	254,500	320,400	386,900	412,800	464,600
65	256,100	322,400	388,400	414,400	465,700
66	257,700	324,400	389,900	416,000	466,800
67	259,300	326,400	391,400	417,600	467,800
68	260,900	328,400	392,800	419,100	468,700
69	262,400	330,300	394,100	420,600	469,600
70	264,000	332,100	395,400	422,100	470,500
71	265,600	333,900	396,700	423,500	471,300
72	267,200	335,700	398,000	424,900	472,100
73	268,700	337,500	399,300	426,300	472,800
74	270,200	339,300	400,500	427,600	473,400
75	271,700	341,100	401,600	428,900	474,000
76	273,200	342,900	402,600	430,100	474,600
77	274,600	344,600	403,600	431,300	475,100
78	276,000	346,300	404,600	432,400	475,600
79	277,400	348,000	405,500	433,500	476,100
80	278,800	349,700	406,400	434,500	476,600
81	280,200	351,300	407,200	435,500	477,100
82	281,500	352,900	407,900	436,400	477,600
83	282,900	354,400	408,600	437,300	478,100
84	284,300	355,900	409,300	438,100	478,600
85	285,700	357,400	409,900	438,800	479,100
86	287,100	358,800	410,400	439,400	479,600
87	288,500	360,200	410,900	440,000	480,100
88	289,800	361,400	411,300	440,500	480,600
89	291,100	362,600	411,700	441,000	481,100
90	292,400	363,700	412,200	441,500	481,600
91	293,700	364,800	412,700	442,000	482,100
92	295,000	365,900	413,100	442,400	482,600

93	296,200	366,900	413,500	442,800	483,100
94	297,400	367,900	414,000	443,200	483,600
95	298,600	368,800	414,400	443,600	484,100
96	299,800	369,700	414,800	444,000	484,600
97	301,000	370,600	415,200	444,400	485,100
98	302,200	371,400	415,600	444,800	485,600
99	303,400	372,200	416,000	445,200	486,100
100	304,600	372,900	416,400	445,600	486,600
101	305,800	373,600	416,800	446,000	487,100
102	307,000	374,300	417,200	446,400	
103	308,200	375,000	417,600	446,800	
104	309,400	375,700	418,000	447,200	
105	310,600	376,300	418,400	447,600	
106	311,700	376,900	418,800	448,000	
107	312,700	377,500	419,200	448,400	
108	313,600	378,100	419,600	448,800	
109	314,500	378,700	420,000	449,200	
110	315,400	379,300	420,400	449,600	
111	316,300	379,900	420,800	450,000	
112	317,100	380,500	421,200	450,400	
113	317,800	381,000	421,600	450,800	
114	318,500	381,500	422,000	451,200	
115	319,200	382,000	422,400	451,600	
116	319,900	382,400	422,800	452,000	
117	320,500	382,800	423,200	452,400	
118	321,200	383,200	423,600	452,800	
119	321,900	383,600	424,000	453,200	
120	322,600	384,000	424,400	453,600	
121	323,200	384,400	424,800	454,000	
122	323,800	384,800	425,200	454,400	
123	324,300	385,200	425,600	454,800	
124	324,800	385,600	426,000	455,200	
125	325,300	386,000	426,400	455,600	
126	325,800	386,400	426,800	456,000	
127	326,200	386,800	427,200	456,400	
128	326,600	387,200	427,600	456,800	
129	327,000	387,600	428,000	457,200	
130	327,400	388,000	428,400	457,600	
131	327,800	388,400	428,800	458,000	
132	328,200	388,800	429,200	458,400	
133	328,600	389,200	429,600	458,800	
134	329,000	389,600	430,000		
135	329,400	390,000	430,400		
136	329,800	390,400	430,800		
137	330,200	390,800	431,200		
138	330,600	391,200	431,600		
139	331,000	391,600	432,000		
140	331,400	392,000	432,400		

	141	331,800	392,400	432,800		
	142	332,200	392,800	433,200		
	143	332,600	393,200	433,600		
	144	333,000	393,600	434,000		
	145	333,400	394,000	434,400		
	146	333,800	394,400	434,800		
	147	334,200	394,800	435,200		
	148	334,600	395,200	435,500		
	149	335,000	395,600	435,900		
	150	335,400	396,000			
	151	335,800	396,400			
	152	336,200	396,800			
	153	336,600	397,200			
	154	337,000	397,600			
	155	337,400	398,000			
	156	337,800	398,400			
	157	338,200	398,800			
	158	338,600	399,200			
	159	339,000	399,600			
	160	339,400	400,000			
	161	339,700	400,400			
	162	340,100	400,800			
	163	340,500	401,200			
	164	340,900	401,600			
	165	341,200	402,000			
	166	341,600	402,400			
	167	342,000	402,800			
	168	342,400	403,200			
	169	342,700	403,500			
	170		403,900			
	171		404,300			
	172		404,700			
	173		405,000			
	174		405,400			
	175		405,800			
	176		406,200			
	177		406,500			
再任用 職員		227,300	267,500	286,300	304,200	335,700

第二条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「百分の十五」を「百分の二十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百四十」を「百分の百三十」に改め、同項ただし書中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百十五」を「百分の百」に、「百分の百二十」を「百分の百十」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百、十二月に支給する場合において百分の百十」とあるのは「百分の五十五、十二月に支給する場合においては百分の六十五」とする。

第三十二条第二項中「、六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の七十を乗じて得た額」を「百分の七十」に、「百分の九十五を乗じて得た額」を「百分の九十」を乗じて得た額」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の四十五」とする。

第三十六条に次の一号を加える。

六 給与の口座振替に係る手数料のうち教育委員会規則で定めるもの

#### 附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び附則第三項の規定 公布の日
- 二 第一条中附則第二項及び別表第一の改正規定並びに次項の規定 平成二十二年一月一日
- 三 第二条の規定 平成二十二年四月一日
- 2 平成二十二年三月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例第二十九条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四項及び第五項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年杉並区条例第四号）第四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - 一 平成二十一年四月一日（同月二日から平成二十二年三月一日までの間に新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日）において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十九年杉並区条例第十二号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の〇・三五を乗じて得た額に、平成二十一年四月から前項第二号に定める日の属する月の前月までの月数（特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定め

る月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成二十一年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三五を乗じて得た額

三 平成二十一年十二月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三五を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(提案理由)

学校教育職員の給与を改定する等の必要がある。



杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例  
旧 条 例

（期末手当）

第二十九条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の十五、六月に支給する場合には百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百四十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の十、六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十

（期末手当）

第二十九条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十

を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは「百分の五」と、「六月に支給する場  
合においては百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百四十」とあるのは「六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の八十」と、同項ただし書中「百分の十」とあるのは「百分の五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十二・五」とする。

4 〽 6 略

(勤勉手当)

第三十二条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定

を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「六月に支給する場  
合においては百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百四十」とあるのは「六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の八十」と

4 〽 6 略

(勤勉手当)

第三十二条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定

める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の七十を乗じて得た額（第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の九十五を乗じて得た額）の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「六月に支給する場合には百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の九十五」とあるのは「六月に支給する場合には百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」とする。

4  
4  
7  
略

附  
則

める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の七十五

（第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の九十五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十五」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の九十五」とあるのは「六月に支給する場合には百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」とする。

4  
4  
7  
略

附  
則

<p>1 略</p> <p>2 第十六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十七」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>新 条 例</p> <p>第二条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）</p>	<p>1 略</p> <p>2 第十六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十六」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>旧 条 例</p> <p>（期末手当）</p> <p>第二十九条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百四十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当</p>
<p>（期末手当）</p> <p>第二十九条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百三十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第二十九条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の十五、六月に支給する場合には百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百四十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当</p>		

4  
6  
略

の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3| 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百十」とあるのは「百分の五十、十二月に支給する場合においては百分の六十五」とする。

4  
6  
略

の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合においては百分の百二十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3| 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは「百分の五」と、「六月に支給する場合においては百分の百三十五、十二月に支給する場合においては百分の百四十」とあるのは「六月に支給する場合においては百分の七十、十二月に支給する場合においては百分の八十」と、同項ただし書中「百分の十」とあるのは「百分の五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十二・五」とする。

(勤勉手当)

第三十二条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の七十

(第十三条の規

定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の九十)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の四十五」とする。

(勤勉手当)

第三十二条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の七十を乗じて得た額(第十三条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の九十五を乗じて得た額)の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の七十」とあるのは「六月に支給する場合には百分の三十七・五」と、「百分の九十五」とあるのは「六月に支給する場合にお

4  
4  
7  
略

(給与からの控除)

第三十六条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

一 五 略

六 給与の口座振替に係る手数料のうち教育委員会規則で定めるもの

いは百分の四十五、十二月に支給する場合においては百分の五十」とする。

4  
4  
7  
略

(給与からの控除)

第三十六条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

一 五 略

## 給与改定の概要

## 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																																																																																																																																																				
給 料 表	別表第一 1 職員給与が民間従業員給与を上回る公民較差（ 1,468 円、0.35% ）の是正等 公民較差相当分について、地域手当の支給割合の引上げ（ 1% ）に伴う引下げ分と合わせて、給料月額を引き下げる。 2 初任給までの号給の据置き等 初任給までの号給は据え置き、若年層及び管理職層の号給は引下げを緩和する。																																																																																																																																																																				
地 域 手 当	支給割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 6 %</td> <td>当分の間 1 7 %</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正	1 6 %	当分の間 1 7 %																																																																																																																																																																
現 行	改 正																																																																																																																																																																				
1 6 %	当分の間 1 7 %																																																																																																																																																																				
諸 手 当 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	第 1 条による改正 職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成 21 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td><u>1.35</u></td> <td><u>0.75</u></td> <td><u>2.10</u></td> <td><u>1.20</u></td> <td><u>0.70</u></td> <td><u>1.90</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1.40</td> <td><u>0.75</u></td> <td><u>2.15</u></td> <td>1.40</td> <td><u>0.70</u></td> <td><u>2.10</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.25</u></td> <td>-</td> <td><u>0.25</u></td> <td><u>0.15</u></td> <td>-</td> <td><u>0.15</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>3.00</u></td> <td><u>1.50</u></td> <td><u>4.50</u></td> <td><u>2.75</u></td> <td><u>1.40</u></td> <td><u>4.15</u></td> </tr> </tbody> </table> 管理職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成 21 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td><u>1.15</u></td> <td><u>0.95</u></td> <td><u>2.10</u></td> <td><u>1.05</u></td> <td><u>0.85</u></td> <td><u>1.90</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1.20</td> <td>0.95</td> <td>2.15</td> <td>1.20</td> <td>0.95</td> <td>2.15</td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.25</u></td> <td>-</td> <td><u>0.25</u></td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>2.60</u></td> <td><u>1.90</u></td> <td><u>4.50</u></td> <td><u>2.35</u></td> <td><u>1.80</u></td> <td><u>4.15</u></td> </tr> </tbody> </table> 再任用職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成 21 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td><u>0.70</u></td> <td><u>0.375</u></td> <td><u>1.075</u></td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>0.325</u></td> <td><u>0.975</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>0.80</td> <td>0.375</td> <td>1.175</td> <td>0.80</td> <td>0.375</td> <td>1.175</td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> <td><u>0.05</u></td> <td>-</td> <td><u>0.05</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>1.60</u></td> <td><u>0.75</u></td> <td><u>2.35</u></td> <td><u>1.50</u></td> <td><u>0.70</u></td> <td><u>2.20</u></td> </tr> </tbody> </table> 再任用管理職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成 21 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td><u>0.575</u></td> <td><u>0.45</u></td> <td><u>1.025</u></td> <td><u>0.525</u></td> <td><u>0.40</u></td> <td><u>0.925</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>0.725</td> <td>0.50</td> <td>1.225</td> <td>0.725</td> <td>0.50</td> <td>1.225</td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> <td><u>0.05</u></td> <td>-</td> <td><u>0.05</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>1.40</u></td> <td><u>0.95</u></td> <td><u>2.35</u></td> <td><u>1.30</u></td> <td><u>0.90</u></td> <td><u>2.20</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現 行			平成 21 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	<u>1.35</u>	<u>0.75</u>	<u>2.10</u>	<u>1.20</u>	<u>0.70</u>	<u>1.90</u>	12 月期	1.40	<u>0.75</u>	<u>2.15</u>	1.40	<u>0.70</u>	<u>2.10</u>	3 月期	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	<u>0.15</u>	-	<u>0.15</u>	合 計	<u>3.00</u>	<u>1.50</u>	<u>4.50</u>	<u>2.75</u>	<u>1.40</u>	<u>4.15</u>	区 分	現 行			平成 21 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	<u>1.15</u>	<u>0.95</u>	<u>2.10</u>	<u>1.05</u>	<u>0.85</u>	<u>1.90</u>	12 月期	1.20	0.95	2.15	1.20	0.95	2.15	3 月期	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	合 計	<u>2.60</u>	<u>1.90</u>	<u>4.50</u>	<u>2.35</u>	<u>1.80</u>	<u>4.15</u>	区 分	現 行			平成 21 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	<u>0.70</u>	<u>0.375</u>	<u>1.075</u>	<u>0.65</u>	<u>0.325</u>	<u>0.975</u>	12 月期	0.80	0.375	1.175	0.80	0.375	1.175	3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	合 計	<u>1.60</u>	<u>0.75</u>	<u>2.35</u>	<u>1.50</u>	<u>0.70</u>	<u>2.20</u>	区 分	現 行			平成 21 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	<u>0.575</u>	<u>0.45</u>	<u>1.025</u>	<u>0.525</u>	<u>0.40</u>	<u>0.925</u>	12 月期	0.725	0.50	1.225	0.725	0.50	1.225	3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	合 計	<u>1.40</u>	<u>0.95</u>	<u>2.35</u>	<u>1.30</u>	<u>0.90</u>	<u>2.20</u>
区 分	現 行			平成 21 年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6 月期	<u>1.35</u>	<u>0.75</u>	<u>2.10</u>	<u>1.20</u>	<u>0.70</u>	<u>1.90</u>																																																																																																																																																															
12 月期	1.40	<u>0.75</u>	<u>2.15</u>	1.40	<u>0.70</u>	<u>2.10</u>																																																																																																																																																															
3 月期	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	<u>0.15</u>	-	<u>0.15</u>																																																																																																																																																															
合 計	<u>3.00</u>	<u>1.50</u>	<u>4.50</u>	<u>2.75</u>	<u>1.40</u>	<u>4.15</u>																																																																																																																																																															
区 分	現 行			平成 21 年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6 月期	<u>1.15</u>	<u>0.95</u>	<u>2.10</u>	<u>1.05</u>	<u>0.85</u>	<u>1.90</u>																																																																																																																																																															
12 月期	1.20	0.95	2.15	1.20	0.95	2.15																																																																																																																																																															
3 月期	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>																																																																																																																																																															
合 計	<u>2.60</u>	<u>1.90</u>	<u>4.50</u>	<u>2.35</u>	<u>1.80</u>	<u>4.15</u>																																																																																																																																																															
区 分	現 行			平成 21 年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6 月期	<u>0.70</u>	<u>0.375</u>	<u>1.075</u>	<u>0.65</u>	<u>0.325</u>	<u>0.975</u>																																																																																																																																																															
12 月期	0.80	0.375	1.175	0.80	0.375	1.175																																																																																																																																																															
3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>																																																																																																																																																															
合 計	<u>1.60</u>	<u>0.75</u>	<u>2.35</u>	<u>1.50</u>	<u>0.70</u>	<u>2.20</u>																																																																																																																																																															
区 分	現 行			平成 21 年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6 月期	<u>0.575</u>	<u>0.45</u>	<u>1.025</u>	<u>0.525</u>	<u>0.40</u>	<u>0.925</u>																																																																																																																																																															
12 月期	0.725	0.50	1.225	0.725	0.50	1.225																																																																																																																																																															
3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>																																																																																																																																																															
合 計	<u>1.40</u>	<u>0.95</u>	<u>2.35</u>	<u>1.30</u>	<u>0.90</u>	<u>2.20</u>																																																																																																																																																															



諸 手 当	期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	<p>第2条による改正 職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成 21 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.20</td> <td>0.70</td> <td>1.90</td> <td>1.20</td> <td>0.70</td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>1.40</u></td> <td>0.70</td> <td><u>2.10</u></td> <td><u>1.30</u></td> <td>0.70</td> <td><u>2.00</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.15</u></td> <td>-</td> <td><u>0.15</u></td> <td><u>0.25</u></td> <td>-</td> <td><u>0.25</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.75</td> <td>1.40</td> <td>4.15</td> <td>2.75</td> <td>1.40</td> <td>4.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成 21 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td><u>1.05</u></td> <td><u>0.85</u></td> <td>1.90</td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>0.90</u></td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>1.20</u></td> <td><u>0.95</u></td> <td><u>2.15</u></td> <td><u>1.10</u></td> <td><u>0.90</u></td> <td><u>2.00</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> <td><u>0.25</u></td> <td>-</td> <td><u>0.25</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.35</td> <td>1.80</td> <td>4.15</td> <td>2.35</td> <td>1.80</td> <td>4.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>再任用職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成 21 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>0.65</td> <td><u>0.325</u></td> <td><u>0.975</u></td> <td>0.65</td> <td><u>0.35</u></td> <td><u>1.00</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>0.80</u></td> <td><u>0.375</u></td> <td><u>1.175</u></td> <td><u>0.75</u></td> <td><u>0.35</u></td> <td><u>1.10</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.05</u></td> <td>-</td> <td><u>0.05</u></td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.50</td> <td>0.70</td> <td>2.20</td> <td>1.50</td> <td>0.70</td> <td>2.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>再任用管理職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成 21 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td><u>0.525</u></td> <td>0.40</td> <td><u>0.925</u></td> <td>0.55</td> <td>0.45</td> <td><u>1.00</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>0.725</u></td> <td><u>0.50</u></td> <td><u>1.225</u></td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>0.45</u></td> <td><u>1.10</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.05</u></td> <td>-</td> <td><u>0.05</u></td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.30</td> <td>0.90</td> <td>2.20</td> <td>1.30</td> <td>0.90</td> <td>2.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 21 年 6 月期については、特例措置により凍結した後の支給月数である。</p>	区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	1.20	0.70	1.90	1.20	0.70	1.90	12 月期	<u>1.40</u>	0.70	<u>2.10</u>	<u>1.30</u>	0.70	<u>2.00</u>	3 月期	<u>0.15</u>	-	<u>0.15</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	合 計	2.75	1.40	4.15	2.75	1.40	4.15	区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	<u>1.05</u>	<u>0.85</u>	1.90	<u>1.00</u>	<u>0.90</u>	1.90	12 月期	<u>1.20</u>	<u>0.95</u>	<u>2.15</u>	<u>1.10</u>	<u>0.90</u>	<u>2.00</u>	3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	合 計	2.35	1.80	4.15	2.35	1.80	4.15	区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	0.65	<u>0.325</u>	<u>0.975</u>	0.65	<u>0.35</u>	<u>1.00</u>	12 月期	<u>0.80</u>	<u>0.375</u>	<u>1.175</u>	<u>0.75</u>	<u>0.35</u>	<u>1.10</u>	3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	合 計	1.50	0.70	2.20	1.50	0.70	2.20	区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	<u>0.525</u>	0.40	<u>0.925</u>	0.55	0.45	<u>1.00</u>	12 月期	<u>0.725</u>	<u>0.50</u>	<u>1.225</u>	<u>0.65</u>	<u>0.45</u>	<u>1.10</u>	3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	合 計	1.30	0.90	2.20	1.30	0.90	2.20
	区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正																																																																																																																																																																	
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
	6 月期	1.20	0.70	1.90	1.20	0.70	1.90																																																																																																																																																															
	12 月期	<u>1.40</u>	0.70	<u>2.10</u>	<u>1.30</u>	0.70	<u>2.00</u>																																																																																																																																																															
	3 月期	<u>0.15</u>	-	<u>0.15</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>																																																																																																																																																															
合 計	2.75	1.40	4.15	2.75	1.40	4.15																																																																																																																																																																
区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正																																																																																																																																																																		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																
6 月期	<u>1.05</u>	<u>0.85</u>	1.90	<u>1.00</u>	<u>0.90</u>	1.90																																																																																																																																																																
12 月期	<u>1.20</u>	<u>0.95</u>	<u>2.15</u>	<u>1.10</u>	<u>0.90</u>	<u>2.00</u>																																																																																																																																																																
3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>																																																																																																																																																																
合 計	2.35	1.80	4.15	2.35	1.80	4.15																																																																																																																																																																
区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正																																																																																																																																																																		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																
6 月期	0.65	<u>0.325</u>	<u>0.975</u>	0.65	<u>0.35</u>	<u>1.00</u>																																																																																																																																																																
12 月期	<u>0.80</u>	<u>0.375</u>	<u>1.175</u>	<u>0.75</u>	<u>0.35</u>	<u>1.10</u>																																																																																																																																																																
3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>																																																																																																																																																																
合 計	1.50	0.70	2.20	1.50	0.70	2.20																																																																																																																																																																
区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正																																																																																																																																																																		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																
6 月期	<u>0.525</u>	0.40	<u>0.925</u>	0.55	0.45	<u>1.00</u>																																																																																																																																																																
12 月期	<u>0.725</u>	<u>0.50</u>	<u>1.225</u>	<u>0.65</u>	<u>0.45</u>	<u>1.10</u>																																																																																																																																																																
3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>																																																																																																																																																																
合 計	1.30	0.90	2.20	1.30	0.90	2.20																																																																																																																																																																
	口座振替手数料の控除	<p>給与の口座振替に係る手数料のうち教育委員会規則で定めるものを給与から控除できることとする。</p> <p>教育委員会規則で定めるものは、杉並区の指定金融機関その他杉並区教育委員会教育長が指定する金融機関以外の金融機関の二つの口座に口座振替を行う場合における一口座分の手数料とする。</p>																																																																																																																																																																				
	施行期日等	<p>1 給料表及び地域手当の支給割合の改定は平成 22 年 1 月 1 日から、口座振替手数料の控除は同年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 期末手当及び勤勉手当の支給月数は、第 1 条による改正は公布の日から、第 2 条による改正は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>3 平成 21 年 4 月からの年間給与について公民給与の実質的な均衡が図られるよう、平成 22 年 3 月支給の期末手当の額について必要な調整措置を講ずる。</p>																																																																																																																																																																				